平成２３年（フ）第１５２号
福島県田村市常葉町久保字百目木120番地２
債務者　吉田きよ子
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安達　一政
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月12日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
福島県郡山市並木５丁目９番地の８
債務者　今泉　幸雄
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若松　克明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月12日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第８９５号
名古屋市中川区露橋町65番地
債務者　坂　　義弘
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今枝　隆久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月12日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８０号
青森県弘前市大字町田２丁目８番地１
債務者　小山内美幸
１　決定年月日時　平成23年10月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三上　和秀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２２３８号
名古屋市中区千代田５丁目18番24号　松ケ枝住宅406号
債務者　佐々　　武
１　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　煤孫　　尚
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月11日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７４号
秋田県湯沢市千石町３丁目４番30号　ヴィラ・エスポアール１―106号
債務者　藤原さやか（旧姓武石）
１　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第４００号
北海道茅部郡森町字鳥崎町183番地の８
債務者　手代森京子
１　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４０１号
北海道茅部郡森町字鳥崎町183番地の８
債務者　手代森聖二
１　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４０２号
北海道二海郡八雲町浜松70番地
債務者　櫻井　明子
１　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４０３号
函館市中道２丁目54番１号
債務者　菊地　良藏
１　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１４９号
岐阜県大垣市東前１丁目61番地　プラバ東前１－Ｂ号室
債務者　遠藤　　梢
１　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
岐阜県不破郡垂井町東神田３丁目119番地　フレグランス立川Ｃ棟103号
債務者　重信　博章（旧姓塩﨑）
１　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
岐阜県不破郡垂井町東神田３丁目119番地　フレグランス立川Ｃ棟103号
債務者　重信ひとみ
１　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１２４６号
さいたま市岩槻区並木１丁目27番５―206号
債務者　中村　良明
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７１５号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区４棟404号
債務者　古澤　利和
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
新潟県十日町市寅甲339番地３
債務者　阿部　　潤
１　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
新潟県見附市今町２丁目10番20号
債務者　多田　　学
１　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第４４６号
鹿児島県鹿児島市新照院町２番10―201号
債務者　阿部　幸子
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係